

# 鳥取市議会議員政治倫理要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、鳥取市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

## (議員の責務)

**第2条** 議員は、市民全体の代表者として、市政に関わる自らの役割と責務を自覚するとともに、地方自治の本旨に従って、その使命達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する、政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を明確にし、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

## (政治倫理基準の遵守)

**第3条** 議員は、次に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員は、常に市民全体の利益の実現を目的として行動するものとし、その地位を利用して不正にその影響力を行使し、又は金品を授受しないこと。
- (2) 議員は、地方自治の本旨及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）に則り、議員としての責務を全うすること。
- (3) 議員は、自らの行動を律し、常に議員としてふさわしい品位と見識を養い、議会の信用を失墜するような行為をしないこと。

## (審査の要求)

**第4条** 議員は、政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められる議員（以下「対象議員」という。）があるときは、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって書面で議長に審査を要求することができる。

## (審査会の設置)

**第5条** 議長は、前条の要求があったとき、これを審査するため、鳥取市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会は、議会運営委員会の委員で組織する。ただし、対象議員は、審査会の委員となることができない。
- 3 委員の任期は、当該審査が、終了するまでとする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、審査会の委員長は議会運営委員会の委員長がこれに当たり、審査会の副委員長は議会運営委員会の副委員長がこれに当たるものとする。
- 5 審査会の会議は、非公開とする。

(審査)

**第6条** 審査会は、審査を要求した議員及び対象議員の意見又は事情を聴取するため、それらの者の出席を求めることができる。

2 対象議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明することができる。

3 審査会は、審査に当たり関係者から意見又は事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 審査会は、審査の結果、対象議員が政治倫理基準に違反する事実があると認めた場合は、この要綱の遵守、議会への出席の自粛、議会における役職の辞任等の勧告、その他審査会が必要と認める措置を決定することができる。

5 前項の決定については、委員定数の3分の2以上の同意を要するものとする。

(審査結果の報告)

**第7条** 審査会の委員長は、当該審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。

(措置)

**第8条** 議長は、前条の報告があったときは、審査を要求した議員及び対象議員に通知するものとする。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。